

生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内において、生駒市が交付する浄化槽設置整備事業の補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものであり、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知。）又は污水处理施設整備交付金交付要綱（平成17年4月22日付け環廃対発第050422003号環境事務次官通知。）に基づく浄化槽設置整備事業として国庫交付金の交付対象となる浄化槽であって、国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 高度処理型浄化槽（窒素又はリン除去型） 浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総リン濃度が1mg/ℓ以下のものをいう。
- (3) 高度処理型浄化槽（高度窒素除去型） 浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下のものをいう。
- (4) 高度処理型浄化槽（窒素及びリン除去型） 浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下及び総リン濃度が1mg/ℓ以下のものをいう。
- (5) 高度処理型浄化槽（BOD除去型） 浄化槽のうち、BOD除去率97%以上、放流水のBOD5mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (6) 単独浄化槽 便所と連結して、し尿のみを処理し、放流するための設備又は施設をいう。
- (7) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、枳及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。

- (8) 転換 既存の単独浄化槽を浄化槽に入れ替えることをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築及び改築を伴う場合は含めないものとする。

（補助対象地域）

第3条 補助対象地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域
- (2) 下水道事業計画区域内の地域であって、次のいずれかに該当する地域
- ア 地形的、技術的に下水道の整備が見込めない地域
- イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域で、下水道の整備が当分の間見込まれない地域

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 補助対象地域内において、専用住宅（集合住宅を含む。）で、自ら居住するものに50人槽以下の浄化槽を設置する者。
- (2) 転換を行う場合において、単独浄化槽を撤去する者。
- (3) 転換を行う場合において、宅内配管工事をする者。
- (4) 補助事業により整備された浄化槽について、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始できる者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。
- (1) 法第5条第1項による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項による確認を受けずに浄化槽を設置する者、宅内配管工事をする者又は単独浄化槽を撤去する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売又は利益を目的で浄化槽付き住宅を建築し、又は単独浄化槽を撤去して補助を受けようとする者
- (4) 市長が定める期間内に、浄化槽を設置しない者、宅内配管工事をしない者又は単独浄化槽を撤去しない者

（補助金額）

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ浄化槽の設置、宅内配管工事及び単独浄化槽の撤去に要する費用に相当する額とし、同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽の設置、宅内配管工事及び単独浄化槽の撤去の着工前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認済書の写し又は審査機関を経由した浄化槽設置届出書
- (2) 設置場所及び撤去場所の見取図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽工事見積書(様式第2号)
- (5) 住民票
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、交付決定通知を受けたのち補助金交付申請内容を変更し、若しくは補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときから30日以内(前条第1項の規定により、補助対象事業の変更の承認を受けた場合も同様とする。)又は補助対象年度内の2月末日のいずれか早い日(閉庁日に当たる場合はその前開庁日)までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

なお、補助対象事業が完了したときに浄化槽を便所、台所、風呂等に接続できない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 法7条検査手数料及び法11条検査手数料（3年間分）の領収書の写し
- (3) 浄化槽法、生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱その他関係法令を遵守する旨の誓約書（様式第7号）
- (4) 浄化槽設備士により、市長へ届出、受理された浄化槽設置工事完了報告書及び浄化槽施工監理報告書の写し
- (5) 単独浄化槽撤去がともなう場合は浄化槽使用廃止届出書の写し
- (6) 浄化槽を設置する場合は請求書又は領収書の写し、宅内配管工事及び単独浄化槽撤去がともなう場合は工事費の明細がわかる請求書又は領収書の写し
- (7) 設置、宅内配管工事及び撤去工事中の工程写真
（現場検査）

第10条 市長は、補助決定者から実績報告があった後、速やかに現場検査を行うものとする。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、第9条の規定により提出された実績報告書の審査及び現場検査の結果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金決定者からの請求により補助金交付請求書（様式第9号）が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既

に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の分の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後の分の補助金について適用し、平成23年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 改正後の生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助金額

	通常型	高度処理型 (窒素又はリン除去型)	高度処理型 (高度窒素除去型)	高度処理型 (窒素及びリン除去型)	高度処理型 (BOD除去型)	宅内配管 工事費補助	単独浄化槽 撤去費補助
5人槽	332,000円	384,000円	474,000円	528,000円	489,000円	300,000円	90,000円
6人槽～7人槽	414,000円	462,000円	615,000円	693,000円	654,000円	300,000円	90,000円
8人槽～10人槽	548,000円	585,000円	723,000円	963,000円	903,000円	300,000円	90,000円
11人槽～20人槽	939,000円	1,092,000円	—	1,674,000円	1,551,000円	300,000円	90,000円
21人槽～30人槽	1,472,000円	1,860,000円	—	2,811,000円	2,607,000円	300,000円	90,000円
31人槽～50人槽	2,037,000円	2,496,000円	—	3,774,000円	3,501,000円	300,000円	90,000円

補助金交付申請書

生駒市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

年度において、浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、生駒市
浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設置又は撤去場所	生駒市
2 浄化槽の名称 及び人槽	名称 人槽
3 交付申請金額	金 円
4 住宅所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()
5 住宅の延床面積	m ²
6 着工予定日	年 月 日
7 工事完了予定日	年 月 日
8 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他 ()

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

実 績 報 告 書

生駒市長 殿

住 所
補助対象者
氏 名 ㊟

年 月 日付け生下第 号にて補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添 付 書 類

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法第7条検査、第11条検査手数料(3年間分)領収書の写し
- (3) 誓約書(市指定様式)
- (4) 浄化槽設備士により、市長へ届出、受理された浄化槽設置工事完了報告書及び浄化槽設置工事施行監理報告の写し、単独浄化槽撤去がともなう場合は浄化槽使用廃止届出書の写し
- (5) 浄化槽の設置にかかる請求書又は領収書の写し、宅内配管工事及び単独浄化槽撤去がともなう場合は工事明細がわかる請求書又は領収書の写し
- (6) 設置又は撤去工事中の工程写真

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

補助金交付請求書

生駒市長 殿

請求金額 金 円

年 月 日付け生下第 号「補助金交付確定通知書」にて確定
を受けた浄化槽設置整備事業補助金を請求します。

請求者 住所
氏名 ⑩

なお、補助金は下記の金融機関に振込みを依頼します。

金融機関名	銀行・信金・信組 農協・労金	本店・支店 出張所
預金種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ 口座名義		

様式第3号(第7条関係)

第 号

年 月 日

補助金交付決定通知書

殿

生駒市長

印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付する。

記

- 1 交付金額
- 2 交付条件等

様式第4号(第7条関係)

第 号

年 月 日

補助金不交付決定通知書

殿

生駒市長 印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

記

(理由)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

変 更 承 認 申 請 書

生駒市長 殿

補助対象者 住 所

氏 名

⑩

年 月 日付け 第 号にて補助金交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止
- 4 その他

(理 由)

様式第 8 号(第 1 1 条関係)

第 号

年 月 日

補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

殿

生駒市長

印

年 月 日付けで実績報告の提出及び現場検査の結果、浄化槽設置
整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

補助金交付額 金 円

誓 約 書

別紙申請に係る浄化槽については、浄化槽法、生駒市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱その他の関係法令等を遵守し、適正な設置工事、使用及び維持管理に努めることを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

⑩

生駒市長 殿

浄化槽設置者には、浄化槽法により浄化槽の清掃（10条）、保守点検（10条）、法定水質検査（7条、11条）の実施が義務づけられています。

委任状

年 月 日

浄化槽設置整備事業補助金の交付申請及び同補助金の受領については、その一切を（ ）に委任します。

生駒市長 殿

住 所

氏 名